

ホッブズのリヴァイアサン（一）

一七世紀イングランドにおける政治と宗教

梅田百合香

はじめに

第一章 ホッブズの人間学と政治学

第一節 ホッブズの意志論

(一) リヴァイアサンの人間学・意志論

(二) 感覚と意志

(三) 良心と理性

第二節 必然的な意志と国家

(一) 自然状態

(二) 自然法と自然権

(三) 信約と国家

(以上本号)

はじめに

トマス・ホップズ（一五八八—一六七九）が生きた十七世紀は、宗教改革によって生じたカトリック・プロテス
タント両教派の対立を大きな原因としてヨーロッパ各地に起った宗教戦争の時代であった。それは同時に、ロー
マ・カトリック秩序に対する各國の反発と自律の時期でもあり、国民国家生成の時代でもあった。別稿のホップズ
についての伝記的研究で述べたように、ホップズは、知識人として生きるうえで、それまで一般的であつた聖職者
の道を選ばず、国王の側近で政治的貴族であるキヤヴェンディッシュ家の家庭教師となり、國家レヴエルでものを
考える政治的思考を身につけていった。彼の祖国イングランドは、国内に、諸教派の対立、対外的に、ローマ教会
を中心とするカトリック勢力との対抗という、内と外に不安定要素を抱え、一国家として安定的な国民統合と国家
主権を確立することが早急に求められていた。特に、国内の分裂は、各国の干渉を招き、三十年戦争のような国
際戦争にまで拡大するおそれがある。こうして、対外的諸関係を視野に入れながら、国内秩序の問題を解決する主
権理論をつくりあげることが、ホップズにとって、知識人としての課題となつた。ところで、ホップズは、一六三
〇年頃、ユーリクリッドの幾何学に出会い、幾何学の証明の仕方に誰をも納得させるような結論の普遍性ないし必然
性を体験し、すべての学問のあるべき姿をそこに見出した。そこで彼は、それ以降の政治学的著作において、幾何
学的な論証形式を用い、人間の生理的及び心理的基礎にまで溯つて一般的な原理を設定し、それに基づく合理的推
論によつて導かれる国家論を著わすようになつた。一六四〇年に『法の原理』(the Elements of Law)、一六四二年に『市民論』(De Cive) を出しているが、一六五一年に出版された『リヴィアイアサン』(Leviathan) はそれが最も
体系的に完成されたものである。ホップズは、幾何学的論証方法をとつた政治理論の確立によって、あらゆる党派

的な対立を克服することができると考えたのである。ホップズの思想の特徴は、徹頭徹尾、政治的ということである。彼は、内面（心）と外面（行為）とを明確に区別し、人々の善意や心情は一切問わず、行為の結果に対する責任のみを問題にする。ピューリタン革命とはまさに、宗教的な心情——信仰や良心——によって突き動かされた人々が、政治的手段をとつて国家権力に対して叛逆し、現世改革を断行しようとするとするものであつた。だからこそ、ホップズは人間の内面や信仰には手を触れず、心情が行為となつて現れたその結果を問い合わせ、あらゆるセクトの様々な宗教的心情をそのまま国家の内に包摂しつつ、彼らが政治的手段をとることを原理的に封じ込めようとしたのである。革命の起動力となつた宗教的心情自体を弾圧するのではなく、理性と聖書の解説によつて、行為を政治的秩序の枠内に抑え込むように、論理的に誘導しようとするのである。このような政治的課題を果たすために、主権者の権利と臣民の政治的義務について明らかにした政治学の書が『リヴァイアサン』である。ホップズはその主張を作の体系性に託している。体系的な論述によつて得られる結論の普遍性によつて、党派的な立場を越えた、あらゆる人々の承認を得ることを目標としたのである。すべての党派的な対立を越え、平和を確立すること、これがホップズの政治思想の課題である。

本論文は、一七世紀イングランド及びヨーロッパにおけるホップズの思想と行動を描いた別稿の伝記的研究を前提としている（拙稿「ホップズの生涯（一）（二・完）」、『名古屋大学法政論集』第一八七号・一八八号、二〇〇一年）。そのうえで、ここでは特に、こうした時代的文脈に規定されたホップズが書いた『リヴァイアサン』が、きわめて体系的に構成されていることを示し、論理的体系性をとることによつて、ホップズが以上のようないくつかの問題と対決し、理論的にいかに解決しようとしたのかを描き出すことを課題とする。ホップズの問題意識は、体系的な論理構造を丹念に解きほぐすことによつて解明されるのである。

説
注

ホッブズのチキストの略

- A *An Answer to Bishop Bramhall's Book, called "The Catching of the Leviathan"*, in The English Works, IV, pp.279-384.
- DC *De Cive, The Latin Version*, ed. Howard Warrender, The Clarendon Edition : Oxford University Press, 1983.
- EL *The Elements of Law, Natural and Politic*, ed. Ferdinand Tönnies, Cambridge University Press, 1928.
- EW *The English Works of Thomas Hobbes*, ed. William Molesworth, 11 vols., London, 1839-45.
- L *Leviathan*, ed. Richard Tuck, Cambridge University Press, 1996.
- LN *Of Liberty and Necessity*, in EW, IV, pp.229-278.
- LNC *The Questions concerning Liberty, Necessity, and Chance*, in EW, V.
- OL *Thomas Hobbes Opera Philosophica quae Latine scriptis Omnia*, ed. William Molesworth, 5 vols., London, 1839-45.

第一章 ホッブズの人間論と政治論

第一節 ホッブズの意志論

(一) ニカラウス・ホッブズ

幾何学的な論証方法によじて、やわめにシスティマティックに描かれたホッブズ政治学（国家論）の論理的基礎は

何か。ホップズは、国家の性質を考察する際に「その素材であり製作者でもある人間」(L,Introduction,10) の分析からはじめている。『リヴァイアサン』の出発点（第一部）は人間学である。

ホップズ研究において、基礎となるホップズの人間像について解釈が分かれている。レオ・シュトラウスは、ホップズの政治哲学の基礎となる人間の見方が、近代科学や伝統的哲学を起源としていることを否定し、ホップズを近代的ヒューマニズムのさきがけと解釈した。¹⁾ 彼は、ホップズの倫理観や政治観を本質的に決定づけたのは、初期の人文主義的研究、とりわけトウキュディデス研究にあると見たのである。²⁾ これに対し、W・B・グローバーは、シュトラウスが、ホップズの政治哲学と機械論的体系との相互の独立性を明示したことと評価するものの、ホップズにおける倫理と聖書的ないしキリスト教的伝統への関心を十分に考慮していないことを批判する。³⁾ グローバーの解釈では、ホップズの政治哲学は「近代的機械論」ではなく、アウグスティヌスの伝統における国家についてのキリスト教的哲学であるとされる。⁴⁾ ホップズの描く人間像のなかにキリスト教的伝統を見る解釈は、ほかにシャーリー・ロビン・レトワインや高野清弘のものがある。⁵⁾ レトワインの解釈では、ホップズは、キリスト教的世界觀に混入していたギリシア的遺産の分離を目指し、その人間像をギリシア的側面を剥ぎ取ったユダヤ——キリスト教的思考に基づけたとされる。⁶⁾ 一方、高野においては、ホップズの政治哲学が基礎とするその人間像は、「キリスト教のペシミスティックな人間理解」⁷⁾、すなわち、プロテスタンティズムが生み出した人間類型に基づいており、それはピューリタン革命期のイングランドの現実社会に出現しつつある人間たちを描いたものだという。ホップズは、宗教改革以降のヘブライズムの高揚の後を受けて、ギリシア的人間主義との再統合を目指したと解されている。⁸⁾

これに対して、ホップズの政治哲学の基礎を「機械論的哲学」と見る解釈の代表的論者はJ・W・N・ワトキンス、藤原保信、佐藤正志、佐々木力、最近ではユルゲン・オーバーホップである。⁹⁾ ワトキンスによれば、ホップズ

の「機械論的哲学」は、彼が政治理論を書く前の一六三〇年代に既に確立しており、その人間学も政治学も機械論的諸原理から導き出されているという。

以上のように、研究史において、ホップズの描く人間像について、人文主義的、キリスト教的、および、機械論哲學的解釈が存在する。こうした研究状況に対し、オーバーホップは、ホップズ人間学の中心に意志論があることに注目して、意志論の形成と構造を時代の文脈に即して考察し、その展開課程を時系列的に明らかにしている。¹¹ 彼によれば、ホップズの意志論は、ガリレオによって開拓された新しい数学的な科学的アプローチの影響を受けたことに端を発し、「機械論的哲学」を基礎として導出されているという。¹² だが、オーバーホップは、意志論に対する自然哲学的な分析だけにとどまらず、ルターやカルヴァン及び同時代の宗教的知識人の教説と比較分析することによって、ブラムホールとの自由意志論争や、『リヴァイアサン』第三部・第四部の宗教論におけるホップズの意志論の意味をも検出しようとしているのである。このようなオーバーホップによるホップズの意志論の強調は、ホップズ研究史上、画期的であり、特に日本のホップズ研究においては盲点でさえあつた。

ホップズの意志論に着目するオーバーホップの意図は、意志論の宗教的含意を浮かび上がらせ、『リヴァイアサン』の宗教論の唯物論的特徴を明らかにすることにある。彼の分析によれば、神が人間の意志や欲望を必然化するというホップズの意志論における主張は、宗教改革者たるルターやカルヴァンの教説に一致するものの、彼らが、人間の意志に対する「神の必然的な統治」において「神の靈」の働きを強調するのに対し、ホップズはそのような聖靈論(Spiritualism)を取り除き、科学的唯物論に置き換えているという。¹³ したがつて、ホップズの意志論は「唯物論的哲学」から導出されたものであつて、宗教改革者の教説との一致は、後から付加された「神学的防衛」¹⁴にすぎないという結論にいたる。

そのうえで彼は、ホップズが政治哲学を構築する際に、この「機械論的哲学」体系に含まれる意志論を応用したと考える。^{18b} 彼によれば、ホップズは、人文主義やグロティウスの自然法理論の影響を受けて、公的問題に対する「私的判断」の乱立が政治的秩序を脅すという課題を共有し、その課題を自己の意志論に基づいた政治学の構築によって克服しようとしたのだという。そうしたホップズの意志論の政治学的解釈は次の点にあるとされる。すなわち、人は、人間の制御を越えた機械論的決定論の作用によって、必然的に自己の最高善を意志し、戦争状態に陥る。^{18c} この戦争状態へいたる原因は、自己防衛のために戦争する必要があるかどうかについての、各個人の主観的な判断にある。そこでホップズは「私的判断」を否定して、共通の判定者として主権者を設立するという教説をたてるのである。以上のようなオーバーホップの解釈は、ホップズの意志論を戦争状態論と関連づけており、示唆的である。しかし、その戦争状態を抜け出すための社会契約論と意志論との関連については検討されてはいない。

こうした問題を受けて、我々は、オーバーホップによってなされた、ホップズの思想における意志論の意義という観点を継承し、さらに踏み込んで、意志論と政治思想との関わりを分析することにしたい。そのためには、まずは政治学（社会契約論）の前提である人間学まで廻り、そこでの意志論の意味を再検討することから始める。というのは、それによって、ホップズ人間学の特質を新たに照らし出すことができ、同時に、その意志論を「唯物論的決定論」^{19b}とするオーバーホップの解釈の問題性をも示すことができると思われるからである。その際、『リヴァイアサン』の第一部「人間論（Of Man）」を大きく四つの問題に分けて考察し、そのうえで、社会契約論との論理的関係の検討に入ることとする。

第一に、『リヴァイアサン』におけるホップズの意志論の構造について検討する。ホップズは、人間学において、思考の根源となる人間の感覚・認識作用から意志の生成過程を描いている。この知覚・意志作用の叙述は、一見す

ると「機械論的」に見え、ホップズ人間学を「機械論的哲学」として解釈するひとつの論拠となつてゐる。しかし、ホップズの意志論は、「自由意志」を否定する彼の宗教意識を土台としており、それに目を向けないならば、意志論に基づいたホップズの政治思想の独自な性格を理解することができない。したがつて、ここでは、自由意志論争に対する彼の態度決定との連関のなかで、ホップズの意志論を考察し、その特質を明かにすることを課題とする。

第二に、ホップズの意志論に基づく、良心と理性の概念の独自性について考察する。自由意志論的立場においては、良心や理性が絶対化され、政治的叛逆を生み出すことを見て取つたホップズは、良心や理性の定義を伝統的な自由意志論的定義から根本的に転換し、叛逆を原理的に封じる人間像をつくりだそうとするのである。

第三の課題は、ホップズの意志論と政治学とりわけ自然状態論との関係について解明することである。ルターの「奴隸意志論」やカルヴァンの「预定説」の系譜に自らを位置づけるホップズの立場は、動機はどうであれ、いわばひとつつの宗教的立場の公的表明である。この事実は、「自由意志」を否定するホップズの人間像が、改革派の宗教意識に由来することを明示している。さらに、「自由意志」を否定するか肯定するか、いずれの立場に立つかは、「神の正義」をどう解するかの態度決定の相違に端を発する。ホップズは、神義論問題との内的な格闘を通して、神と人間との善悪についての断絶的な状態という思想をもつにいたり、ここから、政治学の公理たる自然状態という概念を生み出すのである。そして、この自然状態という根本仮定から、自然法と自然権という観念が、意志論と結びついて導出される。意志論は彼の政治学のひとつの基礎をなしているのである。

最後に、こうして政治学の論理的出発点となる自然状態から演繹された信約（国家を形成することへの各人の同意）に基づいて、ホップズの国家は樹立される。しかし、それは、意志は必然的に決定され、人間自身のコントロールを越えているので、国家は意志（内面）の領域に介入しないという特徴をもつ。つまり、国家権力は、一切個

人の内面には介入せず、外面的な行為のみを規制し、操作するというものである。ホップズは、人間の意志の「自由」を否定し、意志は「必然的」なものだと主張する。ホップズにおいて、人間の「自由」とは、意志が行為となって現れる際に「外的障害」のないことを指し、したがって、国家の作動範囲は、行為における「自由」の領域に限られるということになる。つまり、ホップズの国家は外面的国家なのである。

それでは、これらの点について、以下で検討していくことにしよう。

(1) 感覚と意志

ホップズは國家(コモニティ) ルスと呼ばれる「リヴァイアサン」すなわち「人工的人間」(L,Intro,9.) の生成の仕方と本性とを述べるにあたって、最初に、自然的な人間の固有の特性を説明することから始める。なぜなら、「哲学とは、ある事物の生成の仕方からその固有性にいたる推論によつて、あるいはその固有性からある事物の生成の可能な方法にいたる推論によって獲得される知識である、と理解される」(L,Chapter46,458.) からである。それは具体的には人間の思考のあり方についての解説である。

ホップズによれば、人間の思考のすべての根源は感覚 (Sense) であるらしい。「というのは、人間の心の中の概念はどんなものでも、はじめに感覚の諸器官に全体的にあるいは部分的に生じたものだからである。」(L,1,13.)。感覚の原因は外部の物体 (Body) であり、一般にこれを対象 (Object) と呼ぶ。この外部の物体が、目、耳、鼻等の感覚器官を圧迫し、神経、筋、膜を媒介して、やがて脳や心臓へと伝わる。この圧迫に対して身体内で抵抗や反発が生じ、「心臓が自己を解放するための努力 (Endeavour) を引起す。」(L,1,13.)。対象に対する身体内の反応で

あるこののような努力は外へ向かっているので、何か外部にある物質 (Matter) であるかのよう見える。「」のよう外観 (Seeming) あるいは想像 (Fancy) を人々は感覚と呼ぶのである。」(L.1.14.)。光、色、音、臭いあるいは熱さ冷たさといった感覚器官が認識する性質は、対象の中に存在するが、その性質とはその対象たる物質がもつ運動 (Motion) にほかならない。対象はこの運動によつて人間の感覚器官を様々に圧迫するのであり、圧迫を受けた人間にとつて、身体内におけるこの運動の現われ (Apparence [Appearance]) が想像なのである。つまり、感覚とは「目や耳や他の諸器官に対する、外部の事物の運動によつて引き起される根源的な想像にほかならない。」(L.1.14.)。

人間は、外部にある対象からの運動 (光、色、臭い、温度など) によつて、身体内に運動=感覚=想像を引き起される。言い換れば、見たり触つたりした対象の像 (Image) をもつのである。この想像は、対象が目の前から取り除かれたり、目を閉じたりした後でも、見ていた時より曖昧ではあるが保持される。なぜなら、それが運動法則だからである。ホップズは自然学の原理である運動法則を人間の生理的作用にも応用する。「ある物体が一旦運動したならば、(何か他のものが阻止しないかぎり) それは永久に運動する。そして阻止するものがなんであれ、それは運動を一瞬にして消滅させるのではなく、時が経つにつれて少しずつ消滅させるのである。」(L.2.15.)。」の感覚の後に残つた同じ運動のなごりが、想像=映像 (Imagination) である。

このように、感覚、想像ないし映像を人間の身体内の作用 (運動) であると厳密に規定するホップズの意図は、実体としての「幻影 (Vision)」(L.2.18.) とそこから派生する無形な「靈 (Spirit)」を否定することである。すなわち、『リヴァイアサン』の一つの課題は、迷信的な信仰の基礎をなすスコラ哲学的な非物質的「靈」という観念を原理的に打破することにある。というのは、聖職者や説教者は、民衆に対し、無形の「靈」ないし「神の靈 (Holy

「Spirit」のふき込みを説き、自らを靈感を受けた神の代弁者＝預言者として、民衆の内面を支配しようとするからである。これは神及び神の代行者である彼らへの服従を要求するものであり、そこから政治権力の支配への対抗が生まれてくる。ここに靈的権力と世俗的権力という、人民に対する支配の二重構造が生じ、統治が分断され、国家秩序の解体という危険が出てくる。したがって、「靈」のスコラ哲学的解釈を徹底的に破壊することが、ホップズの政治理学的な課題であった。この課題は、第一部の心理的なレベルの人間学と、第三部・第四部の宗教論すなわち聖書に基づく反駁との両方で、理論的につなげながら追求されている。人間の知覚作用の叙述は、第四部「暗黒の王国」への論理的布石にもなっているのである。この点については、さらに次章で考察する。

さて、ホップズの主張では、人間の思考は想像＝映像に依存しているという。「我々が概念するものは何であれ、一度にすべてあるいは部分的に、まず感覺によって知覚されたものであるから、人間は、感覺のもとにおかれないと、いかなるものごとを表現する思考ももつことができない。」(L.3.23-24)。したがって、「行く」と、話すこと、及び、同様な自發的な運動 (Voluntary Motion) は、常に、とくに、どのようにして、なにを、についての先行する思考に依拠するから、映像がすべての自發的な運動の最初の内的出発点である」(I.6.38) ということになる。人間は行為の結果を想像し、行為の結果が自分にとって善であると想像される場合には、対象に向かう運動である「欲求 (Appetite)」が心のなかに引き起こされ、悪が想像される場合には、対象から離れる心の運動である「嫌惡 (Aversion)」が引き起こされる。善とは「欲求あるいは欲望の対象」であり、悪とは「憎惡ないし嫌惡の対象」(L.6.39.) である。言い換えれば、この主觀的な善惡についての想像が、希望（獲得できるという意見をともなつた欲求）と恐怖（対象から害されるという意見をともなつた嫌惡）(L.6.41.) とを心のなかに交換的に引き起こしていくのである。この過程が「熟慮 (Deliberation)」である。「人間の心のなかに、同一のもの」とに関する欲求と

嫌惡、希望と恐怖とが交互に生じ、提示されたものごとを行うか否かの善惡様々な帰結が、連続して思考のなかに入つてくる。それゆえ、そのものごとに對し、ときには欲求をもち、ときには嫌惡し、ときにはなしうるという希望をもち、ときにはそれを企てる」とに絶望し、恐怖する。このような場合に、そのものごとがなされるか、あるいはできないと思われる今まで継続した欲望、嫌惡、希望、恐怖の総計が、熟慮と呼ぶものである。」(L.6.44.)。そして、この「熟慮」において、「熟慮」しているものごとについて、「行うか否かに直接に付着する最後の欲求あるいは嫌惡が、意志 (the Will) と呼ぶものであり、意志する (Willing) という行為であつて、(能力ではない)。」(L.6.44.)。意志するとは能力ではなくて行為であり、意志による行為すなわち自發的な行為 (Voluntary Act) は、「意志」 = 「最後の欲求あるいは嫌惡」から出てくるのであって、それ以外のものからではない。したがつて、「意志」は「理性的欲求」であるというスコラ学者の定義は否定される (L.6.44.)。なぜなら、「意志」とは「欲求」であるから、「情念 (Passion)」の一つであつて、主觀的な心理運動の所産にほかならないし、反対に、「理性」とは、「情念」とは全く別のものであり、人間に生まれつき備わっている能力ではなく、「勤勉 (Industry)」によつて後天的に獲得される、心の能力だからである (L.5.35.)。

さて、「意志」とは、交互的に現れる「欲求」ないし「嫌惡」の「最後の」ものであつて、「熟慮」の過程のある時点でもつ中間的な「欲求」や「嫌惡」は、「一つの傾向にすぎない。」(L.6.45.)。このよう交互相に生起する「欲求」や「嫌惡」の過程と終結は、人間の選択によるものではなく、自分自身ではコントロールすることができない、いわば「必然的 (Necessary)」なものである。なぜなら、「欲求」ないし「嫌惡」は、心の中に生じた運動であつて、その運動をどの時点で止めるかを決定する能力を人間はもつていないのである。運動は、運動法則に従い、「何か他のものが止めないかぎり、それは永久に運動している」(L.2.15.) のであり、その運動法則を支配してい

るには、あらゆる運動の「第一起動者」たる神である。「人間は、神の意志が原因である欲求以外には、いかなるものに対しても、情念も欲求ももちえない。」(L.21.147)。「意志」は人間にとつて「自由」ではなく、究極的には神によって引き起こされているのである。

ところで、ホップズにおける「必然的」という語の意味はどんなものであるのか。彼は、ブラムホールとの自由意志論争の内容を明らかにした『自由、必然、偶然に関する諸問題』(一六五六年)²¹⁾において次のように定義している。「それ以外ではありえないもの、あるいは、それ以外では生起しえないものは、必然的である。」(LNC.35.)²²⁾。人間はこの日、この時に、こういう「欲求」をもとで自分で決定することができない。「欲求」は人間には制御することのできない所与のものだからである。人間には偶然に起きたように見えるものであっても、それはすべて神が決定したものなのである。なぜなら、偶然(Chance)とは、その原因が「ただ我々に知られていないものにすぎない」(LNC.352.)からである。ホップズは言う。「神の諸属性のうちの他のもの、つまり予知(Foreknowledge)から、私はつきりと次のことを主張するつもりである。すべての行為は、意志によろうと運命によろうといはずれにしても、永遠の昔から必然的であるということである。神の予知されていることはいかなるものであれ、生起するであろうし、生起せざるをえない、すなわち、生起しないことは不可能であり、予知されていること以外が生起することも不可能である。」(LNC.18-19.)。このように、ある時点で「意志する」という行為となる「最後の欲求」²³⁾、「意志」は、神によって必然化されたものなのである。つまり、自分で「自由」にできない「それ以外ではありえないもの」、すなわち、「必然的」なものである。ホップズは、「自由意志」の存在の否定を、「神の予知」という神の属性に基づけている。だが、ホップズの「必然的」な「意志」は、自発的な行為と矛盾することはない。ホップズは「自発性」「選択」「自由」を次のように定義している。「熟慮に基づく行為は、自発的であり、選択(Choice)

と選び (Election) にに基づいてなされたものであり、したがって、自発的な行為と選びに基づく行為とは同一の」とであつて、自発的行為者の行為のことである。彼が自由 (Free) であるというと、彼がなお熟慮過程を終結させていかつたとのとは、同じことである。：自由とは、行為に対する一切の障害物——行為者の本性と内的資質に含まれているのではない障害物——の欠如のことである。例えば、水は自由に下降する、あるいは、水路を下降する自由をもつてゐる、という言ひ方ができるのは、水路に障害物がないからであり、そして、水路を横切る自由をもつていなければ、堤防が障害物をなしているからである。また、水は上昇することができないが、その場合、人は、水が上昇する自由を欲しているといった言ひ方をしないで、能力 (Faculty) や力 (Power) という言葉を使用する。というのは、その場合の障害物は水の性質の中にあり、内在的だからである。」(LN.273-274.)。」うした意味で、ホップズは「自由と必然は両立する」(L.21.146.) というのである。「すべての事物を見て処置する神は、人間が自分の意志することを行ふに際しての自由が、神の意志することを行ふ必然性にともなわれていて、それ以上でもそれ以下でもないことを見るのである。」(L.21.147.)。人間の「自由」は、「意志」の領域ではなく、行為の領域においてのみ存在する。人間は、自分では制御することのできない原因によつて「欲求」＝「意志」を引き起こされており、「意志」は「自由」ではない。しかし、「熟慮」の過程を経て、心の中に生起した「最後の欲求」である「意志」が、行為となつて現れようとしているときに、それを妨げる障害物がなければ、人間はその行為を行う「自由」をもつてゐるのである。「私のいう必然的な」という言葉の意味は、永遠からの必然性を意味している。にもかかわらず、眞の自由とは両立しないわけではない。眞の自由は、自ら決定するということとのうちにあるのでなく、決定された意志が志向する事柄を行うという点にある。」(LN.C.35.)。ホップズは、人間の「自由」を内面的過程から切り離し、外面向的な行為の領域に限定する。この意味は、内面的思考を必然性に従う領域、言い

換えれば、神の予知と命令に服従する領域とする」とによつて、人間の心は神の働きに服する領域であるから、他の人間及び国家は介入することができない、ということを明確化することである。また、それの裏返しとして、「自由」が与えられている外面向的行為の領域においては、厳格に行動の「責任」ないし「義務」を問うということ、すなわち、国家が介入する政治的領域であるということを明言しているのである。

（II）良心と理性

ホップズは、このよくな、「意志」は「必然的」であるという意志論によつて、自由意志論的な「良心（Conscience）」や「正しい理性（Right Reason）」という主張と対決する。自由意志論の立場からすれば、善なる神に創造された人間は、本来的に、善惡の判定者として「良心」ないし「正しい理性」を授けられているので、努力すれば自らの「意志」の力によつて、道徳的に善なる人間になることができる、と考えられる。例えば、自由意志論的な系譜に立つルソーはこう述べている。「神は私に、善を愛するようにと良心を、善を知るようにと理性を、善を選ぶようにと自由をあたえているではないか。」²³ このような考え方においては、「良心」や「理性」は神聖視され、自分自身の「良心」や「理性」こそが真理であり、絶対的なものだと捉えられるようになる。ルソーは「良心」を称賛する。「私は、私がなそと欲することについて、私の心にきくだけでよい。善いと私が感ずることはすべてよく、悪いと私が感ずることはすべて悪い。最良の決疑論者は良心である。」「良心、良心！神的な本能、不死の天の声、無知で有限ではあるが知性をもつ自由な存在を確實に導くもの、善惡を誤りなく裁くもの、人間を神と同じものにしてくれるもの。おんみこそ、人間の本性の優越性をなし、人間の行動の道徳性をなすものだ。」こうして、神から与え

られた「良心」「理性」「自由」への信頼は、人間ひとりひとりの生まれながらの権利という思想を生み出し、各個人の権利と「理性」に基づく政治という原理を打ち立てる。このような原理に基づいたルソーの社会契約論は、既存の国家権力に対する批判基準となり、それが打倒されるべき場合には、新しい国家を形成するための基礎理論となる。これに対し、ホップズの国家論は、現実に存在する権力への叛逆を否定するための理論である。ホップズの観点からすれば、自己の「良心」や「理性」の神聖化は、自らを、主権者の行動についての善悪の判定者たらしめ、自分が気に入らない政治権力を「圧政」と呼び、国家秩序の破壊をもたらしかねない。こうした危険性を取り除くために、ホップズは、叛逆なしし革命の精神的起動力となるような「良心」や「理性」の神聖化を語源的に突き崩していく。彼の「良心」の定義を見てみよう。

「一人またはそれ以上の人間が、同じ事柄について知っているとき、彼らはそのことを『共に意識している（Conscious）』といわれる。それは一緒に知っているというのと同じである。彼らは、お互いもしくは第三者に関する事実についての最適の証人であるから、その良心（Conscience）〔共知〕に反して、自ら語り、また買収や強要によって他者に語らせるのは、これまでも大きな悪の行為であつたし、今後も常にそう見なされるであろう。だからこそ良心による弁明は、あらゆる時代に常に熱心に耳を傾けられてきたのである。しかし後になって、人々はコンシャスというこの同じ言葉を、自分の秘密の事柄についての知識や秘密の思考のために比喩的に用いるようになった。そのため、良心は万人の証人に等しいなどと修辞的に言われているのである。そしてついには、人々は自分自身の新しい意見（それがどんなに不条理なものであろう）にすっかり惚れ込み、それを頑強に保持しようとするととき、その意見にまで良心という尊い名前を与えた。それはまるで意見を変えたり反対のことを言うことを非法と考へてゐるかのようである。そのようにして、せいぜい自分はそう考へてゐるという程度にしかわかつていな

い」とを、真理であると知っているかのように主張するのである。」(L.7.48.)。

ホップズは、「」のように「良心」を私的な「意見」に減じてしまう。「意見」とは論究 (Discourse) の連鎖の切斷である。(L.7.47.)。ホップズは、思考過程を、心のなかで「交互的な意見」が展開するプロセス、すなわち、自己の対話の過程として捉えている。「意志」が「熟慮」における「最後の欲求あるいは嫌惡」であるように、「交互的な意見」が生起する対話過程の「最後の意見」が「判断」なのである。この「判断」は、語の定義、一般的断定、三段論法、結論という幾何学的な論証方法によるならば、「科学」と呼ばれるが、そうでなければ、ただの「意見」にすぎない。(L.7.47.48.)。人間は思考しているかぎり、自己の対話のなかで、Aという「意見」あるいはBという「意見」を交互的に生起させている。心の中の対話は無限に連續する。しかし、ある時点で一定の決断しなければならず、そりやこりたん対話を打ち切って、「判断」すなわち「最後の意見」を出す。だから「意見」とは経過的なものであって、完全なものではない。この「意見」ができるプロセスを知っているという意識が「良心」なのである。つまり、ホップズにおける「良心」とは、自己の対話の内なる「証人」である。「良心」は、自分の「意見」を「」で断ち切つた、といふことを知っている「証人」である。したがつて、人間は「良心」によって自己を相対化するのである。「良心」は、自己の「判断」が絶対的なものではありえないことの自覚を促す。そうであるからこそ、ホップズは「人間の良心と判断とは同じものであり、判断と同様に良心もまた誤りうる」(L.29.223.)と主張するのである。」のようにホップズの「良心」は、善悪の無謬の裁定者とやれるルソーの「良心」とはまったく異なる意味をもち、定義が伝統的な自由意志論的なものから切り替えられているのである。

ここにおけるホップズの課題は、各個人の「良心」を相対化することによって、主権者に「良心」を委ねる「」つまり、主権者の「公的良心」すなわち法に従う」とを導き出すことにある。自己の「判断」は経過的なものであ

つて、絶対的なものではない。人々が自らの「良心」を貫くために内乱が起きているイングランドの現実の状況において、ホップズは、主権者が「公的良心」を担う」とを可能にしようとするのである。ホップズは言ふ、「法が公的良心である」(L.29.223.)と。

さらにホップズは、「理性」からも道徳性を剥ぎ取つて、各人の「理性」の個別性を強調する。

「理性とは、思考をしるしづけ、表すために同意された、一般的な名称の因果関係 (Consequences) の計算 (つまり足し引き) にほかならない。」(L.5.32.)。「理性」は各人の主観的な善を計算するにすぎないのだから、誰かの私的な「理性」が他者に対する普遍的な道徳的基準になるなどとはありえない。ホップズは「正しい理性」についてこう述べる。「算術が確実で誤りえない学術であるのと同様に、理性それ自体は常に正しい理性である。しかし、どんなひとりの人の理性も、あるいはどんな人數の人々の理性も確実性をつくるわけではなく、それは、一つの計算が、多数の人々によつて「満場一致」で承認されたからといつて、うまく算出されているわけではない、といふことと同じである。」(L.5.32.)。

したがつて、「自然によつて設定された正しい理性がない」(L.5.33.) のだから、各人が従うべき公的な判定者の理性を「正しい理性」として定めなければならない、と彼は主張する。ここにおいて、ホップズの社会契約論が立ち現れてくる。ホップズはラムホールに対して言う。「私の理性も〔ラムホール〕主教の理性も我々の道徳的行為の規則であるにふさわしい正しい正しい理性ではないのだから、それゆえ、我々は自分たちの上に主権的統治者を設立し、彼の法がどんなものであれ、我々にとって正しい理性の地位を占め、何が本当に善であるかを命令するといふことに同意したのである。」(LNC.194.)。」しかし、ホップズにおいて、人民各人の「私的良心」は「公的良心」に、私的な「理性」は「人工的人間つまり國家の理性」(L.26.187.) に置き換えられるのである。

以上のように、ホップズの意志論は、自由意志論との対抗の中で形成されたものである。十七世紀イングランドの時代状況がホップズに与えたひとつの課題は、自由意志論的な宗教的「良心」や「理性」に基づく叛逆から国家権力を守り、平和を取り戻し確立することであった。したがって、『リヴァイアサン』の人間学は、そのような課題を果たしうる政治学の構築を念頭においており、意志論はその人間学の中心に据えられているのである。

注

- (1) Leo Strauss, *The Political Philosophy of Hobbes*, The University of Chicago Press, 1952, pp.29-44. 添谷有志・谷喬夫・飯島昇藏訳、『ホップズの政治学』、みすず書房、一九九〇年、二六八、六四七八。
- (2) W. B. Glover, "Human Nature and the State in Hobbes", *Journal of the History of Philosophy*, vol.4, 1966, in *Thomas Hobbes: Critical Assessments*, ed. Preston King, vol.IV, Routledge, 1993, pp.50-51, 64.
- (3) Shirley Robin Letwin, "Hobbes and Christianity", *Daedalus*, 105 (1), Winter, 1976, p.8, in *Great Political Thinkers 8: Hobbes*, ed. John Dunn and Ian Harris, vol.II, Edward Elgar, 1997, p.185. 二二二の論文集やGPTも略記する。
- (4) 高野清弘『トマス・ホップズの政治理想』、御茶の水書房、一九九〇年、二五六七八。
- (5) 同書、一四九、一四八七八。
- (6) J.W.N. Watkins, *Hobbes's System of Ideas*, Hutchinson Publishing Group Ltd, 1973, p.14. 田中浩・高野清弘訳『ホップズ——その思想体系——』、未来社、一九八八年、五一七八。
- (7) 藤原保信『近代政治哲学の形成』、早稲田大学出版部、一九七四年、一〇四七八。
- (8) 佐藤正志『政治思想のバラターム』、新評論、一九九六年、二二六七八。
- (9) 佐々木力「リヴァイアサン、あるいは機械論的自然像の政治理想(上)」、『思想』第七八八号、岩波書店、一九九〇年、四

五八一六。

(10) Jürgen Overhoff, *Hobbes's Theory of the Will : Ideological Reasons and Historical Circumstances*, Rowman & Littlefield Publishers, 2000, p.103.

(11) *Ibid.*, pp.53-54.

(12) *Ibid.*, p.136.

(13) *Ibid.*, p.155.

(14) *Ibid.*, p.160.

(15) *Ibid.*, p.129.

(16) *Ibid.*, p.95.

(17) *Ibid.*, p.111.

(18) *Ibid.*, pp.79-80, 82-83.

(19) *Ibid.*, p.159.

(20) *Ibid.*, p.23. ホップズは、一六四二年に書いたトマス・ホワイトの『世界論』に対する批判論文の中で、あらゆる事物の運動の第一起動者が神であることを主張している。また、『法の原理』のなかで、神を「あらゆる原因の第一原因」と位置づけている。EL, p.41.

(21) ブラムホールとの自由意志論争については、拙稿「ホップズの生涯（一）（二）」第二章第三節及び第三章第一節を参照。

(22) 同様の定義は『小稿』においても見られる。「それ以外でありえないものは必然的である。」EL, p.152.

(23) ジャン・ジャック・ルソー、樋口謹一訳「エミール（下）」、「ルソー全集」第七卷、白水社、一九八二年、六二一ページ。
同書、五〇〇ページ。

第二節 必然的な意志と国家

(二) 自然状態

一七世紀のイングランドにおいて、自由意志論争は、一六二八年にアルミニウス派のウイリアム・ロードがロンドン主教に就任して以来、単なる神学的対立にとどまらず、社会の各面での対立と結びついて深刻な政治問題となつてゐた。カルヴァニストのピューリタンは、人類の一部のみが救われ、残りの者は滅びる運命にあることが永遠の昔から「神の絶対意志」によつて定められており、その「絶対意志」に人間は全く抵抗できないという予定説を説いた。一方、アルミニアン⁽¹⁾は、カルヴァニズムの予定説に反対して、神はすべての人々が救われることを定めたが、人間は救われるか否かを自分で決定する「自由意志」をもつと主張した。⁽²⁾ピューリタンとアルミニアンとの対立は激しさを増し、同年、国王チャールズ一世は、『宣言書』を発して、「自由意志」論争の停止を命令するにいたつてゐる。⁽³⁾つまり、一六三〇年代のイングランドは「自由意志」についての見解の相違が社会的な混乱を引起し、政治的にも宗教的にも激動している状況であつた。それゆえ、君主権力に近い政治的貴族キヤヴェンディッシュ家に属していたホップズにとって、自由意志論争は、きわめて重要な政治的懸案であり、彼はこの問題について哲学的にも神学的にも思索を重ねていたと考えられる。したがつて、ホップズが自然科学的研究に没頭した一六三〇年

代は、同時に神と人間との関係についての原理的な問題に内面的に対決した時代でもあつたと言えよう。

オーバーホッフによれば、ホップズの意志論は、一六三一年から一六三年ごろに書かれた『第一原理についての小稿 (A Short Tract on First Principles)』¹⁵⁾において萌芽が見られ、一六四〇年に書かれた『法の原理』において初めて体系化されている。¹⁶⁾ ホップズとブラムホールとの「自由意志」をめぐる討論は、一六四五年に亡命先のパリで行われており、このときには既に、ホップズの立場と論理とはほぼ確立していたと思われる。オーバーホップは、「決定された意志についての彼〔ホップズ〕の機械論的教説は、論理的に、その神学的裏付けの前に存在した」¹⁷⁾のであり、ホップズの「自由意志」の否定は、宗教意識からではなく、「機械論的哲学」の確立に由来する、と主張している。つまり、ホップズの「自由意志」の否定は、「機械論的哲学」の所産であつて、ブラムホールとの自由意志論争で現れるホップズの議論は、「機械論的哲学」に対して後づけされた、神学的な裏付けにすぎず、「自己の哲学的決定論を無神論という非難から防衛するために」、ルルターやカルヴァンの教説を戦略的に利用したといふのである。しかし、ホップズは「自由意志」の存在の否定を、明白に「神の予知」という神の属性に基づきつけている (LNC,189)。したがつて、自然学の原理としての運動の発見は、同時にホップズのなかに神と人間についての原理的な問題を生起させたと考えられ、この問題をくぐりぬけていくことによつて、人間学・意志論を確立しえたのだと思われる。それゆえ、彼の意志論は「機械論的哲学」や「唯物論的哲学」の所産とはいえないものである。

ホップズは、プラムホールの自由意志論に対し、ルルターの「奴隸意志論」やカルヴァンの「予定説」の系譜に自らを位置づけ (LNC,266,298)、意志は「必然的」であるという立場によつて対決する。自由意志論は、救済という目標に対して、人間には主体的な努力をなす能力が神によつて内在化されているとみなす。したがつて、「自由意志」を否定するということは、救済にいたる能力を人間はもつていないと主張することであり、救済は神の一方

的な働きがあるかないか、すなわち、神の選びに帰され、ここから、神の人間にに対する正義の問題が浮上する。¹⁰つまり、神は人間に罪を犯さざるをえないように創つておきながら、罪から逃れる能力である「自由意志」を与えないで、にもかかわらず、人間をその罪ゆえに罰するという不条理をなすのか、それでは、神の正義とは一体何なのか、という問題である。ホップズは神義論問題に対しこう答える。

「神の力 (the power of God) のみで、その他何もなくても、彼の行為を正しいものとするのに十分である。人々が自分たちの間において、約束と契約とによって作成し、正義と呼び、それに従つて人々の行為の正と不正とを判定するところのもの、それは全能なる神の行為を判定する基準ではありえず、ちょうど人間の知恵で神の意図を計ることができるないと同じである。神が行うことは、まさにそれが彼の行為であることによって、正しいものとされるのである。……神がヨブを苦しめた時、神はヨブに罪を帰することなく、むしろ、神の力をヨブに告げることによって、苦しみを与える彼の行為を正しいものにした。『おまえは——と神は言う——私のような腕をもつているのか。私が大地の基礎を据えた時、おまえはどこにいたのか。』我々の救世主も、盲目に生まれた人について、それは彼や彼の父の罪ゆえではなく、ただ神の力が彼において示されるためであると言つた。獸は死と苦しみを被るが、しかし獸が罪を犯すことができるわけではない。それは神の意志というほかない。抵抗しえぬ力は、それをもつ者のすべての行為を、現実に、本当に、正しいものとする。より小さな力はそうではない。そしてそのような力は、神にしか存在しないのだから、神は彼のすべての行為において正しいとされねばならない。しかも我々は、彼の意図を計ることができないのだから、彼を法廷に呼び出すことは、不正を犯すことになるのである。」(LNC,15
16.)。

ホップズは旧約聖書の『ヨブ記』を引用し、ヨブの苦難すなわちこの世の不条理は人間の罪からではなく、神の

絶対的な力によつて正当化されると主張する。人間や獸の苦難や死及び世界の一切の不条理は、それらの罪に由来するのではなく、「神の抵抗しえない力」すなわち神の全能性から引き出されるのである。世界の不条理は、全能者である神の意志の所産であり、人間が問うことのできるものではない。ホップズは、神に対し人間的な正しさや善を当てはめることを拒否する。ここに、神と人間との間の断絶的な距離が現れてくる。ここから、ホップズは善と悪とにに関して、神と人間との間に共通の倫理的空间が存在しないという意識をもつようになる。

「スコラ学のなかには、アリストテレスの『形而上学』に由来する次のような諺なし古い格言がある。『存在、善、真理は相互に置き換えることができる。』ここから、主教は、形而上学的な善という観念、及び存在するものはすべて善であるという彼の教義を引き出し、そして次に、創世記一章三二節の言葉を解釈する。『神が創ったすべてのものを見られたところ、それははなはだ善かつた。』しかし、善い (Good) という言葉は、それに喜びを見る者と相關的なのであって、すべてのものに妥当する絶対的な意味をもつのではない、と考えるべきであり、そのようなものとして上の言葉を理解すべきである。だから、神が創ったすべてのものがはなはだ善かつたと神が言うのは、神自身が創ったものに喜びをもつたためである。もしそうではなくて、すべてのものが絶対的に善であるならば、我々はそれらの存在に喜びをもつはずであるが、しかし、それらの存在に由来する作用が我々を害する場合には、我々は喜びをもたない。だから正確に言えば、あるものが善であつたり悪であつたりするのは、そこに由来する作用と関連しているのであって、それが善をなしたり害をなしたりするところの人間に関連しているのである。サタンは我々にとつて悪 (Evil) である。というのも、彼は我々の破滅を求めているからである。しかし、彼は神にとつては善である。なぜなら、彼は神の命令を執行するからである。だから形而上学的な善とは意味のない言葉である。」(LNC.192.)。

プラムホールは、スコラ哲学的立場から、善なる神の被造物のなかに、善という倫理的秩序を読み取り、神の被造物のひとつである人間も、本来的には善であり、それゆえ、自ら善という倫理的秩序に向かう「自由意志」をもつと考へる。これに対してホップズは、善惡の主觀性を主張する。善惡は、神であれ人間であれ、「見る者と相關的」であるから、主觀的なものである。神にとつての善は人間にとつて善であるとは限らない。神は人間に對し主觀的にその意志を遂行する。したがつて、神と人間との間には善惡についての共通性は存在しないということになる。これこそ、神と人間との間に共通の倫理的空間は存在しないというホップズの意識の現われである。やがてにこれから、すべての人間を司る神との間に善惡についての共通する基準が存在しないのだから、人間と人間とを結ぶ善惡についての共通する基準も存在しないということが出でてくる。こうして、神と人間及び人間と人間とを結ぶ善惡についての共通基準＝自然法が存在しない自然状態が立ち現れてくるのである。自然状態（国家が存在しない状態）においては、国法がないのだから、人間において自己と他者との関係は、法的な問題ではなく、道徳的な問題である。それゆえ、行動の基準は、神の前で正しくあることができるか、という問題となる。しかし、神と人間との問には、善惡の共通性が存在しない。神の善は人間にとつて善であるどころか、むしろ惡であることもありえる。神の前で正しくあるうることは自らの破滅（惡）を招くかもしれない、自らは善と思つた行動が、神によつて悪と受け取られるかもしれない。したがつて、人間は神の前で自らを義務づける基準すなわち自然法をもちえないといふことになる。つまり、神と人間における善惡の主觀性というホップズの意識は、『リヴァイアサン』の人間論と国家論の論理的な出発点をなしているのである。

『リヴァイアサン』において自然状態は次のように描かれている。すなわち、国家が設立される以前の人間は、自然によつて身体と心において平等につくられたことから、目的獲得の希望を平等にもつ（L.13.87）、それゆえ、

獲得途上で各人は敵対し、人間の本性——競争心、不信、名譽欲——から「各人対各人の戦争」にいたる(L.13,88.)。自然によって戦争状態に陥ってしまう人間の本性は本来的に悪なのであろうか。ホップズはそれを否定する。人間本性は悪ではなく、また善でもない。なぜなら、自然状態には、人間の本性（自然）を裁定する、善悪についての共通の基準すなわち自然法がないからである。「人間の欲望やその他の情念は、それ 자체としては罪ではない。それらの情念から生じる諸々の行為も、それらを禁止する法を彼らが知るまでは同様に罪ではない。法がつくられるまでは、人々は法を知ることができないし、人々が法をつくる人格（Person）に同意するまでは、いかなる法もつくれられえないのである。」(L.13,89.) 罪とは、「法の侵犯」ないし「法を侵犯しようと思図あるいは決意すること」(L.27,201.) である。そして、「共通の権力がないところに法はなく、法がないところに不正はない」(L.13,90.) から、法がなければ、罪も「正と不正の観念」も存在しないのである。正や不正は、感覚や情念のように「身体や心の能力ではない。」それらは、「孤独「自然状態」の中にある人々ではなく、社会の中にある人々に関係する資質である。」(L.13,90.) このように、ホップズにおいては、正や不正は、国家（人民各人の人格を担う主権者）の設立と国法の制定をもってはじめて人々に知られるものであり、自由意志論的発想に見られるように、人間に内在的な能力ではない。社会のなかにおいてのみ、罪＝悪は発生するのであって、自然状態においては、たとえ人を殺そうとも（すなわち、戦争も）不正ではないのである。このことは、自然状態とは、神と人間、人間と人間との関係において、道徳的・倫理的に白紙の状態であるということを示している。言い換えれば、自然状態においては、神は人間を自然法によつて内面的に義務づけていない、ということである。ホップズは、神義論問題に対する内的な格闘を通して、神の意志の所産として世界の不条理が厳然として存在するという事実を受けとめた。そこから、神にとっての善は人間にとっての善とはかぎらないという意識が生まれ、それによつて、自然法なき自然状態とい

う政治学の原理が導き出されこととなつた。このように、自由意志論争においてみられる彼の宗教意識は、哲学（人間学及び政治学）の体系的な形成に対し、内在的に影響を与えていたといえるのである。

（II）自然法と自然権

ホップズの神義論問題に対する立場の結果として、自然状態において自然法は存在しないとされた。つまり、いわゆる自然法なるものは法的性格をもたず、平和にむかう人間の「性質（Qualities）」（L,26,185,A,372）にすぎない。自然法が人々にとって法となって現れるのは、自然状態を脱却するときである。それについて、ホップズの意志論に基づき『リヴァイアサン』の叙述に即して見ていく。自然状態において、なんら法的な制約におかれることがない各人は、道徳的・倫理的に白紙の状態であり、自らの主観的な善、とりわけ「自己保存」（L,13,88）を、自分にとって都合の良い方法で自由に追求する。だれもが「先手」（L,13,87.）をとろうとし、やがて「各人対各人の戦争状態」に陥り、各人の「自己保存」が危機に迫いやられる。しかし自然状態から脱却する可能性はある。それは人間の情念と理性とに存する（L,13,90.）。

「その結果として、次のような理性の戒律あるいは一般法則が出てくる。すなわち、各人は、平和を獲得する希望があるかぎり、平和にむかって努力すべきであり、他方、平和を獲得できないときには、戦争のあらゆる援助と利益を求める用いてよし。（That every man, ought to endeavour Peace, as farre as he has hope of obtaining it; and when he cannot obtain it, that he may seek, and use, all helps, and advantages of Warre.）」の法則の最初の部分は、第一の、基本的な、自然法であり、平和を求めるそれに従え、というものである。第二の部分は、自然権の要約であつて、あら

ゆる手段によって、自分自身を守ることができる、というものである。」(L,14,91-92.)。

このホップズの定義に厳密に即してみると、自然法も自然権も自己保存を貫くための「理性の指示 (dictates of Reason)」(L,15,111.) の二つの部分であって、一方が他方に對し論理的に先行しているわけではない。しかし、ホップズ研究においては、自然権が自然法に論理的に先行する、あるいはその逆であるというような解釈の対立が存在している。このようなホップズ解釈への対抗的な基本的視座を提供した二人の研究者が、シュトラウスとハワード・ウォーレンダーである。シュトラウスは、一九三六年の『ホップズの政治哲学』において、思想史上のホップズの意義を、個人の自然権の確立にあると捉え、そこにホップズの近代性を見る観点を打ち出した。彼によれば、ホップズ以前の伝統的政治理論においては、個人の権利に論理的に先行するものとして自然法がおかれ、自然法の制約のなかでのみ個人の権利が認められていたのに対し、ホップズの場合、個人の自己保存のための自然権が論理的な起点として設定され、この権利の実現のために自然法と国法とが導き出されてくるという。シュトラウスは、ホップズの政治学の道徳的基礎は自然権であり、自然状態において自然法は存在しないという解釈を示す¹²。これに対し、ウォーレンダーは、一九五七年の『ホップズの政治哲学——彼の義務の理論』において、ホップズの論理的起点は自然法であり、自然状態に自然法は存在するという解釈を呈示した。彼は、ホップズの思想から権利よりもむしろ義務の理論を見出し、義務の根拠としての自然法とその命令者である神の存在とが、ホップズの思想体系の核心であると主張する。¹³

シュトラウスの解釈の背景には、現代における自然権の否定が、多様性ないし個別性の無限の尊重をもたらし、ついにはナチズムの台頭を招いた、ということへの反省が彼自身の問題意識として存在する。同様に、ウォーレンダーの解釈も、彼の問題意識を反映しているように見える。ウォーレンダーにおけるホップズ解釈の権利から義務

への理論的焦点の移動は、一九五〇年代後半から六〇年代にかけて、欧米社会で高まってきた市民的自由ないし権利の一方的主張と市民的義務の希薄化に対する警鐘であり、さらには、国家権力機構の肥大化ないし専門化とそれに関わる議会制民主主義の形骸化という状況において、国家機構の担当者に対し内面的義務を喚起することを実践的課題としていたように思われる。

両者の解釈は、その後のホップズ研究に対し、ホップズの思想における論理的基礎は、個人の自己保存のための自然権か、それとも、契約とその遵守に義務的性格を与える自然法か、という論争戻式を提示することになった。自己保存の権利を基礎とするシュトラウス的な解釈を継承する論者として、トマス・ネーベル、ディヴィッド・ゴーティエなどがいる。¹⁴ ウォーレンダーの影響を受け、ホップズの思想における道徳的義務を強調する論者は、バーナード・ガート、ブライアン・バリー、マイケル・オーケショットなどがそうである。¹⁵ 日本のホップズ研究においては、前近代的な要素を残す戦後の日本社会に対し、西欧民主主義原理を提示するという課題をもつがゆえに、シユトラウスの自然権優位の解釈の影響を受け、ホップズ、ロック、ルソーという近代民主主義的政治原理の発展過程の原点としてホップズを捉える傾向にある。福田歓一、田中浩、水田洋などはその代表的論者である。¹⁶

このような研究動向に対し、クエンティン・スキナーは、思想分析に関する方法論的な批判を行い、ホップズの思想史的意義を歴史的文脈において捉えるべきだと主張した。¹⁷ スキナーの批判の核心は次のようなものであろう。すなわち、シユトラウスやウォーレンダーに顯著にみられるように、従来のホップズ研究は、テキストとの格闘を通して、思想の論理的一貫性を再構成しようとしてきた。しかし、同時代に対する関連性を視野に入れることへの関心があまりないために、研究者自身の問題意識に引きずられ、自己の問題意識を軸にしてホップズ解釈を行つてしまふ危険性をともなっていた。そうではなく、ホップズ自身の課題に即すべきである。したがつて、テキストを

当時の社会的および政治的コンテキストで読み、ホップズの思想を歴史のなかで再構成すべきであると説くのである。

以上のようなスキナーの問題提起を踏まえ、我々はホップズの意志論という観点からアプローチしてみよう。なぜなら、彼の意志論は、時代に規定された課題を克服するために構成された彼の政治学の基礎だからである。ホップズの用語法に即すならば、自然法を自然権の派生物と見なすシュトラウスの解釈も、自然法がホップズ政治哲学の論理的基礎と捉えるウォーレンダーの解釈も妥当ではないことがわかる。なぜなら、理性の指示は、「平和を獲得する希望」があるか否かに応じて、自然法にもなり、自然権にもなるからである。

1 自然法

まず、理性の指示が自然法になる場合を検討しよう。自然法の定義は「平和を獲得する希望があるかぎり、平和にむかって努力すべきであり」をホップズの意志論から分析すると、その論理構造はこうである。「熟慮において欲求と嫌惡とは、我々が熟慮する行為の帰結ないし統きについての善悪を予見することによって引き起こされる。」(L.6.46.)。したがって、各人は、行為の結果の善悪を想像ないし予見(Foresight)することによって、心のなかに「恐怖」あるいは「希望」を生み出し、そのどちらかが自己の「意志」となる。「平和を獲得する希望」のこの「希望」とは、「獲得できる意見をともなつた欲求」であり、善とは「欲求あるいは欲望の対象」であるから、「平和を獲得する希望」をもつということとは、行為の帰結を善だと思い、「希望」が「最後の欲求」となつて、「希望」という「意志」をもつということである。したがって、理性の指示は、自己の善悪についての予見から、心のなかに生まれる「希望」＝「意志」と結びつくときに、その人間にとつて自然法となるのである。換言すれば、理性の

指示は、自然状態のなかにいる人間が、自らの善（自己保存）を追求する行為の結果を予想するとき、「平和を獲得する希望」をもつ場合にのみ、平和への努力という義務を課すのである。「平和を求めそれに従え」という命令法の指示は、それが自然状態にいる人間にとつて「希望」という「欲求」になる、つまり平和を求めることが自己の「意志」となる場合にのみ、その人間にとつて自然法となる。理性の指示は、人間の「意志」によってはじめて、自然法として法的性格を備えるようになるのである。だからこそ、ホップズは自然法を「同意そのもの」というのである。「自然法とは、すべての人間が自分たちの保存の仕方について与える同意そのものである。」（LNC,180）。

このように、理性の指示が自然法となるのは、戦争状態にいるよりも平和を求める方が、自己保存にとつて合理的であるという、指示内容の功利性ないし合理性にあるのでない。そうではなく、「意志」と法との対立がないといふのがホップズにおける特徴なのである。それゆえ、これまでのホップズ研究において、自然法の義務の根拠を功利性に見る解釈（ジェレミー・ベンサム、ジェイムズ・ミル、ジョン・スチュアート・ミル、フエルディナント・テンニエス、ジョン・デュウェイなど）¹⁴ や、合理性にあるとする解釈（ネーゲル、ワトキンス、ゴーティエなど）¹⁵ は、人間の内面を義務づける論理の基礎として意志論の役割を見抜けていなかつたといえる。『リヴァイアサン』において、義務の根拠は、自らの「意志」という点にあり、且つ、この「意志」は、究極的には神と結びついている。というのは、ホップズにおける「意志」は、「必然的」な「意志」であり、神によつて必然化されたものだからである。その意味で、『リヴァイアサン』は神の存在を前提としており、無神論ではない。自然法の義務の根拠は、自らの「意志」であるということ、それは「全能なる神」によって「決定された意志」であるということ、つまり、「意志」において自己と神とが接続するかぎりにおいて、義務は成立するのである。したがつて、自然法の成立には、ホップズの宗教意識が、理論上、重要な役割を果たしているのである。

「これらの理性の指示を、人は法という名で呼ぶのが常であるが、適切ではない。なぜなら、それらの指示は、何が彼ら自身の保存と防衛とに役立つかについての結論または定理であり、これに対して、法は、本来は、権利に基づいて他人を支配する者の言葉だからである。けれども、もし我々が同じ定理を権利に基づいてあらゆるものごとを支配する神の言葉として考えるならば、それならば、それらは法と呼ばれるにふさわしい。」(L.15.11.)。

理性の指示自体は、自己保存のための定理ないし合理的な一般法則にすぎない。それが「神の言葉」と見なされ、法となるのは、自己の「希望」¹¹⁾「意志」となる場合だけである。ここに、神の善と人間の善とが一致するとはかぎらないという、ホップズにおける神と人間との断絶的距離という宗教意識が現れている。彼において、神と人間とを接続するものこそが自分自身の「意志」にほかならないのである。自由意志論の立場からすれば、善なる神は、人間の善（自己保存）を配慮しており、人間がその善を実現できるように善悪を知る理性と良心を与えていた。だから、理性の指示それ自体が、「神の言葉」であり、自然法である。これに対して、ホップズの場合、理性の指示は、人間の善（自己保存）のための合理的な指示ではあるが、それ自体が「神の言葉」であるわけではない。理性の指示を「神の言葉」と思うことができるためには、それが自己の善になるという「希望」に支えられなければならぬ。理性の指示が「希望」と結びついて自分の「意志」となるとき、初めて人間はそれを「神の言葉」すなわち「神の命令」として見なすことができるのであり、ここにおいてのみ、神の善と人間の善とが接続するのである。こうして、神の善と人間の善とが結びつくやいなや、理性の指示は、神を発信源とする義務の根拠を得る。自己保存と平和の追求という理性の指示が、自己の「意志」となって、自然法となるのである。自然法の義務の成立が神の「意志」と結びついた自分の「意志」であることによって、自分の「意志」による信約行為を無効にすることは許されないとことになり、自分の「意志」が自分の内面を義務づけることになるのである。ホップズの義務の

定義を見てみよう。「人は自己の自発的な行為を無効にしてはならない。それが彼の義務である。」(L,14,93.)。「自発的な行為」とは、「最後の欲求」¹¹＝「意志」から出でてくるものであるから、自分の「意志」による行為である。それゆえ、ホップズの用語法に従えば、義務とは、自分の「意志」による行為を無効にしてはならない、ということである。これに対して、自由意志論的な発想においては、義務は他者を経由しうる。なぜなら、人間はだれであれ、善なる神に創られた聖なる被造物として、善性ないし神聖なる価値を帯びた存在と考えられるからである。善なる神に由来する人間の尊厳は、肩書きや身分といったものとは関係なく、自己と他者とに等しく内在する。したがつて、信約の相手としての他者はだれであれ、侵すことのできない尊厳さをもつものとして、自己の内面を拘束する根拠となるのである。しかしながら、ホップズの理論においては、自己を拘束するのは、他者ではなく、神と結びついた自分の「意志」である。この神に従わなければならぬのは、彼が「抵抗しえない力」をもつ全能者だからであつて、彼の力を正義と見なすしかないからである。ホップズの場合、神と人間とは善惡について断絶しており、神の創造から人間の善性を導き出すことはない。人間の側に「希望」＝「意志」が生まれ、その「意志」が理性の指示「平和を求めそれに従え」と結びついたとき、それは自己の「意志」となり、平和を求める行為へと「意志する」¹²＝自発的な行為となるのである。その「意志」は、究極的に神によつて規定されているので、自分の「意志」に従うことが神の「意志」に従うことになる。つまり、ホップズにおいて、自然法の義務は、神を根拠とし、人間の「自発性」に支えられているのである。それゆえ、ホップズの人間学＝意志論は、オーバーホップが言うような「唯物論的決定論」ではない。人間が自然法に従う義務は、自己保存という合理的な自己利益から導出されるのではなく、神の「意志」と人間の「意志」との一致という倫理的・道徳的空间の誕生から引き出されるのである。

2 自然権

さて、次に理性の指示が自然権になる場合を見てみよう。「自然権とは、各人が自分自身の自然、すなわち、自分の生命を維持するためには自分が意志する通りに、自己の権力を用いるためにもつてある自由であり、したがつて、自己の判断と理性において、彼が生命の維持に最適の手段と考えるどんなことでも行う自由のことである。」(L.14.91.)。各人は、自分の生(Life)を維持するためには、自分にとって有効だと思われるあらゆる手段をとることができる。それゆえ、自然権は他者の身体への権利をも含み、各人の自然権の行使によって、人間の自然の状態は戦争状態となる。「この状態においては、各人は彼自身の理性によつて統治される。すなわち、各人は自分の敵に対して自分の生命を維持するために、自分にとって役に立つもの一切を利用することができます。したがつて、この状態では、各人は、すべてのものに対して、相互の身体に対してすら、権利をもつてている。」(L.14.91.)。この自然権は、自然法とともに、自己保存を貫くための理性の指示あるいは戒律の部分を構成している。「平和を獲得できないときには、戦争のあらゆる援助と利益を求める且つ用いてよい。」…第一の部分は、自然権の要約であつて、あらゆる手段によつて、自分自身を守ることができる、というものである。(L.14.91-92.)。自然状態において、人が「平和を獲得する希望」をもてない場合は、彼のすべての行為は戦争行為を含めて、自然権として許される。これがもう一つの理性の指示である。「平和を獲得できないとき」が意味するのは、自然状態において、ある人が行為の帰結を予見したとき、心のなかに「恐怖」すなわち「対象から害されるという意見をともなつた嫌惡」が生じ、「恐怖」が「最後の嫌惡」となつて、「恐怖」という「意志」をもつたということである。つまり、自然状態において、人は、「先手」によつて、すなわち、「侵略によつて自己の権力を増大しなければ」(L.13.88.) 他者の犠牲になるという「恐怖」をもち、戦争状態に陥る。そして、戦争状態にある人が、戦争を続けるか平和を求める

かについて思考したとき、自分のみが平和を追求するならば、自分は他者の餌食となってしまうだろうと予測し、「恐怖」をもつ。行為の帰結を悪（憎惡ないし嫌惡の対象）と予見し、「恐怖」が「意志」となるのである。したがって、理性の指示は、「恐怖」という「意志」と結びつくときに、その人間にとつて自然権となるのである。ところで、戦争行為となつて現れるこの「恐怖」・「意志」は、神によつて必然化されたものである。だから、「戦争のあらゆる援助と利益を求め且つ用いてよい」という許可を示す指示は、人間の行為の「自由」に対し、究極的には神によつて自然において外的障害をおかれていないことの意味しているのである。自然状態において、神と人間とは断絶しており、神は自然法によつて人間の内面を義務づけておらず、両者は法的関係ではない。人間が自己保存のために殺人を犯しても、神は罪とは見なさない。こうした自然権の観念は、人間の善性や尊厳を前提とする、自由意志論的なヒューマニズムからは決して生まれてこない。ホップズにおいて、神は、神が命じた法を守らないということから人間を罰するのではなく、一方的に禍福をもたらすのであって、それは神の「抵抗しえない力」によつて「正義」と見なされるほかはない。だが他方で、この断絶ゆえに、人間の情念（内面）から生まれるあらゆる行為に対し、神が黙過していることにおいては、人間は「自由」であるということになる。すなわち、神が自然によって外的障害物・規制を置いてないならば、人間は自然によつて「自由」ということになるのである。自然状態において、人間は、自分では「自由」にできない必然的な「意志」から現れる行為の領域において、自然（それによって神が世界をつくり、統治している技術）(L, Intro., 9) によつて、つまり神から与えられたものとして、「自由」を権利としてもつのである。

以上のように、理性の指示が自然法となるか自然権となるかは、人間の行為の帰結についての予見と、それから生じる「希望」あるいは「恐怖」という情念に依存している。ホップズは、この「希望」から義務を、「恐怖」から

ら権利を導き出しているのである。ホップズにおける義務と権利とは、神の「意志」と人間の「意志」との接続の有無に依拠し、義務は、接続する場合（理性の指示が「希望」＝「意志」となって、自分に対する自然法＝神の意志となる場合）として、権利は、断絶する場合（理性の指示が「恐怖」＝「意志」となって、あらゆる自由＝自然権行使する場合）として描かれる。このような神と人間及び人間と人間における倫理的・道徳的空間の成立過程は、ホップズの宗教意識と人間の意志作用の分析とが結合した独自の人間学の論理的な帰結なのである。

(三) 信約と國家

これまで見てきたように、自然状態において自然法は存在しない。これがホップズの国家論の理論的前提である。自然法がない自然状態は、神と人間、人間と人間との間に善悪の共通性が存在しない。そこにおいて人間は主観的な善悪によってのみ動いており、必然的に戦争状態に行き着く。各人はこの戦争状態を抜け出すために、信約によって国家を形成する。いわゆる社会契約論である。それは、各人が相互の信約に基づいて国家を作るというものであり、言い換えるれば、各人が自らの意志に基づいて自発的に国家の樹立に同意することである。したがって、ホップズの国家は、各個人の意志をその正当性根拠とする国家である。「エンゲイジメント」論争のなかで現れた「事実上の理論」とホップズの理論との決定的な相違は、この同意にあった。⁽²⁵⁾しかしながら、ホップズにおける自らの意志に基づく同意ないし信約は、独自の意味をもっており、我々が通常理解している自由意志論的な意味とは全く異なるものである。というのは、信約という言葉は、「必然的な」意志というホップズの意志論に基づいているからである。

ホップズにおける自發的な行為とは、「熟慮に基づく行為」であり、すなわち、欲求、嫌悪、希望、恐怖の交互的な生起を経た行為にほかならない。それゆえ、どんなに衝動的な行為であっても、それが行為の帰結の善悪についての予見によって、希望あるいは恐怖という欲求あるいは嫌悪が引き起こされる過程をもつかぎり、熟慮に基づく行為であり、自發的な行為と解されるのである。「たとえどんなに突然であつても、熟慮していないと言われうるような人間の行為はない。なぜなら、彼は、そのような行為をすべきかどうか、彼の人生のそれより前のすべての時間において、熟慮する時間をもつていてと想定されるからである。」(LN.272)。だから、ホップズにおいて自發的ではない行為とは、物理的に不可避になされた行為を指すにすぎない。「非自發的な行為とは、自然の必然によつて、例えれば、押されたり、落下したりして、他者に善や害をなすような行為である。」(EL.48)。したがつて、自分の命を救うために船から自分の積み荷を投げ捨てたとしても、それは自發的な行為となる。「恐怖と自由は両立する。例えば、人が、船が沈むという恐怖から、彼の財貨を海に投げ捨てたとしても、彼はそれをまさに意志的に行うのであり、彼が意志すれば、そうすることを拒否することもできるのである。それゆえ、それは自由な人の行為である。」(L.21.146)。自己保存のためには他に方法がないといった状況においても、希望と恐怖の交互的な行為である。恐怖によつてなされた行為——我々は普通、それを選択の余地のない、強制による行為とみなすが——であつても、人は行為すべきか否かの「自由」を有していたのであり、ホップズにおいて、それは自發的な行為であり、意志に基づく行為なのである。そうであるからこそ、ホップズは「恐怖によつて強要された信約は有効である」(L.4.97)と主張するのである。恐怖からつくられた信約は有効であり義務的であるというホップズの主張は、一見我々には奇異なように映るが、ホップズ研究者D・D・ラファエルは、このホップズの信約の特質を、い

みじくも掴み取っている。彼によれば、このようなホップズの見解の正当性は、戦争を終結するための国家間の講和条約によって例証されるという。²⁴ 敗戦国は、戦勝国から提示された講和の条件を非常に不本意と思いつつも、戦争が続いた場合の悲惨な結果に対する恐怖から講和条約（すなわち信約）を締結する。これは自由意志論的発想からすれば強迫による契約であるから無効であろうが、このような条約は国際社会において有効とされる。そうでなければ戦争はいつまでたっても終わらないだろう。こうしたホップズの信約の特質は現代において意味をもつだけでなく、むろん一七世紀のヨーロッパにおいても意味をもつていた。とりわけ、イングランドにおいて議会派は内戦の戦勝者として支配の正当性を主張し、人民に革命政府への「エンゲイジメント」を求めていた。ホップズの信約概念は、このような時代背景のなかで生み出されたものであり、ホップズは特定の党派に与することなく、支配者の支配の正当性を理論化しようとしたのである。その理論的類型化が『リヴァイアサン』第一部における「設立による国家」と「獲得による国家」である。なかでも「獲得による国家」は、これまでホップズ研究において、ホップズの社会契約論における前近代的な遺物として解され、過小評価されてきた。しかし、ホップズの信約がもつ独自な意味を受けとめることができるならば、「獲得による国家」は彼の理論のなかで、「設立による国家」と同等の位置を占めていることを理解することができる。この点については次章において考察する。

さて、ホップズにおいて、意志は人間にとつて「必然的」なものであつて、人間の「自由」は行為においてのみ存在する。ホップズは、人間の「自由」を内面的過程から切り離し、外面向的な行為の領域に限定する。内面的思考は必然性に従う領域、すなわち、神の命令と予知に服従する領域とされるが、他方で、「自由」が与えられている外面向的行為の領域は、国家権力が介入することができる政治的領域であるとされる。したがつて、ホップズの国家は、人間の内面に介入することができない外面向的な国家である。「信仰や内面の思考は命令に服従するものではない

く、神の通常のまたは特別な働きにのみ服従するのである。」(L.26,198.)。それゆえ、国家が人間に對してできるのは、行為における「自由」の制限である。ホップズにおいて「自由」とは、「外的障害の欠如」(L.14,91.)であるから、国家による「自由」の規制とは、意志そのものに對してではなく、意志が行為となつて現れる際に、水路を流れる水に対する堤防のように、外的な障害物を置くことにはすぎない。これに對して、自由意志論的な立場からは、国家による人間の内面変革という考え方が現れてくる。例えばルソーの社会契約論の場合、善なる神の被造物である人間は本来的には善であったが、社会制度によつて悪くされたので、理想的な国家に作りかえることによつて、歪められた人間本性を本来の姿に回復することができると考える。つまり、国家による政治的な市民の育成といふ教育論をともなう国家論となる。²² この立場は、人間本性の本来の善性に對する信頼に基づいて、国家によつて人間の倫理的可能性を完成させることができると考えるが、それと同時に、その信頼ゆえに人間の良心を神聖化し、国家権力による良心への暴力的な介入を断固として拒絶する態度を表明する。ここから、国家権力に対する良心に基づく抵抗が生まれうる。ホップズは、自由意志論的な良心に、革命の起動力となる心情を見出し、このような良心概念を「私的意見」(L.29,223.)に減じて、良心に基づく国家権力への抵抗を原理的に封じ込めようとするのである。臣民各人の良心は私的で個別的であつて、國家ないしその代表者たる主権者を裁くことはできない。反対に、「公的良心」の扱い手である国家の側も臣民の内面には介入できない。なぜなら、人間の内面を神聖なものと見なしているからではなくて、神による必然が支配する領域を人間の製作物である国家が変えることなどできないからである。したがつて、ホップズ的な意味での「政治的な市民の育成」とは、内面変革ではなく、国家が恐怖という「外的障害」を置いて、国家への服従及び法遵守へと臣民の行為を継続的に導くことである。「意志は強制されえない。しかし人間は強制される。しかも、彼の意志が、強制力（Force）や刑罰（Punishment）や、その他神と人

間とからもたらされる害悪についての恐怖によって変化させられるとき、彼は実際に強制されえる。彼の意志が変化するとき、新しい意志が（神によるか人によるかいずれにしろ）形成され、しかもそれは必然的に形成されるのである。」（LNC.287.）国家は「強制力」を用いて、人間の心に恐怖を抱かせ、「新しい意志」が形成されるよう仕向けるのである。これを敷衍してみよう。国家がある人に対しある行為をするよう命令した。彼にとつて命令に従うことは自己の利益に背くことであった。しかし、それをしない場合、刑罰に処せられるという法が新たに制定された。彼は命令に従がわなかつた場合の行為の結果について想像し、希望と恐怖が交互的に生起し、行為を行わない場合の刑罰に対する恐怖が最後の嫌惡となつて、「新しい意志」が引き起こされ、結果として国家の命令に服従する行為をなすことになった。国家は、「刑罰」という悪を制定することによって、「人間の意志を法の遵守の方に向に形成する」（L.28.218.）のである。だから、国家による意志の形成とは、意志が行為となつて現れる際に、ある一定の方向に向くように障害物を置くことなのである。ホップズの外面的国家は、「信仰や内面の思考」には一切介入せず、ただ行為のみを規制するものである。このような国家においては、外面的な行為において法を遵守するならば、思想の「自由」が保たれうる。つまり、互いに対立し争っていたカトリック、アングリカン、ピューリタンその他様々なセクトを、その固有の内面的信仰には手を触れない今まで、ひとつの国家の中に包摵することができるとのである。ホップズは、あらゆる党派的な対立を越えて、すべての人民をひとつの国家に統合しようとするのである。

以上のように、ホップズにおける同意ないし信約という概念は、「必然的」な意志というホップズの意志論によつて論理的に導かれた独自な意味をもつてゐる。

自然状態にいる人間は、理性の指示が自分の意志となつて自然法として現れ、「神の言葉」と見なすことができる

とき、国家を樹立するということに同意する。国家を樹立するところには、具体的には「法をつくる人格に同意する」ということである。ホップズは、人格の担い手として、神と人間とを挙げ（L.16,114.），まず『リヴァイアサン』第二部において、人間への同意すなわち国家の成立について叙述し、第三部において、神への同意すなわち神を王とする（預言的な）「神の王国」の誕生と消滅および復活について描いている。つまり、『リヴァイアサン』の政治理学（国家論）は、自由意志論的発想とはまったく異なる性格をもつホップズの意志論——ホップズの宗教意識と人間の意志作用の考察との結合によって生み出された人間学——によつて導出された同意（信約）概念を論理的出発点として構成されているのである。ホップズの政治理学はこの点を十分踏まえて分析される必要がある。

注

- (1) カルヴィニズムの予定説に反対して人間の「自由意志」を強調した、オランダのJ・アルミニウスに由来するプロテスタントの教派。村岡健次・川北稔編著『近代イギリス史』、ミネルヴァ書房、一九八六年、第二章「絶対王政からピューリタン革命へ」（岸田紀執筆）、二八ページ。
- (2) 同書、二八ページ。
- (3) 同書、三五ページ。
- (4) ホップズ研究において、一六三〇年の幾何学との出会いを契機として、ホップズの関心はそれまでの人文主義的研究から自然科学的研究へと移ったと言われている。Strauss, *The Political Philosophy of Hobbes*, p.29. 邦訳、三六ページ。また、ホップズ自身も自伝の中で、「一六三四年からデヴォンシャー伯爵と行つた大陸旅行中、「パリに滞在している間、自然科学の原理を探究し始めた」と述べている。OL.I,p.xiv. したがつて一六三〇年以降、ホップズは確かに自然科学的研究を集中して行つてい

たゞ記されね。

(5) Overhoff, *Hobbes's Theory of the Will*, p.29.(6) *Ibid.*, p.13.(7) *Ibid.*, p.132.(8) *Ibid.*, p.160.(9) *Ibid.*, p.211.

(10) 神義論問題を含むホップズのアラムホールとの争いに付いては、拙稿「ホップズの生涯（一・完）」、第三章第一節参照。

(11) Strauss, *The Political Philosophy of Hobbes*, pp.24, 155-156, 訳語：三〇四二二、一九〇四一八。(12) Howard Warrender, *The Political Philosophy of Hobbes: His Theory of Obligation*, Oxford University Press, 1957, pp.102, 213, 237 & passim.(13) Strauss, *Natural Right And History*, The University of Chicago Press, 1953, pp.5-6. 現崎智・石崎嘉彦訳『自然権と歴史』、昭和堂、一九七八年、二二二-二二三。(14) Thomas Nagel, "Hobbes's Concept of Obligation", *Philosophical Review*, 68, January, 1959, pp.70-71, in GPT, vol.I, pp.338-339. David Gauthier, "Why Ought One Obey God? Reflections on Hobbes and Locke", *Canadian Journal of Philosophy*, VII(3), September 1977, p.440, in GPT, vol.II, p.227.(15) Bernard Gert, "Hobbes and Psychological Egoism", *Journal of the History of Ideas*, XXVII(4), October-December, 1967, p.516, in GPT, vol.I, p.474. Brian Barry, "Warrender and His Critics", *Philosophy*, XLIII(64), April, 1968, p.123, in GPT, vol.I, p.485. Michael Oakeshott, "Introduction to Leviathan", *Hobbes on Civil Association*, Chapter 1, Basil Blackwell, 1946/1975, pp.64-69, in GPT, vol.I, pp.230-235.

[16] 福田歛一『近代政治原理成立史序説』、岩波書店、一九七一年、四六一四七、五二、六六八一。田中浩『ホップズ研究序説』、御茶の水書房、一九八一年、三三四一三七七く一。水田洋「讀者序文」〔リヴァイアサン（一）〕、岩波文庫、四一六八一。

[17] Quentin Skinner, "Hobbes's 'Leviathan'", *Historical Journal*, VII(2), p.323, 1964, in GPT, vol.I, p.370.

- [18] Rehard Tuck, *Hobbes*, Oxford University Press, 1989, pp.97-100. 田中浩・重森臣広訳「トマス・ホップズ」、未来社、一九九五年、一八三一—一八八九。Ferdinand Tönnies, *Gemeinschaft und Gesellschaft: Grundbegriffe der reinen Soziologie*, Berlin, 1922, S.52. 杉之原寿一訳『トマス・ホップズ』、岩波文庫、一九五七年、一三四八一。John Dewey, "The Motivation of Hobbes's Political Philosophy", *John Dewey: The Middle Works*, 1899-1924, ed. Jo Ann Boydston, Volume 11 : 1918-1919, Southern Illinois University Press, p.40. [originally published in *Studies in the History of Ideas*, 1, 1918], in GPT, vol.I, p.93.
- [19] Nagel, "Hobbes's Concept of Obligation", p.83, in GPT, vol.I, p.351. Watkins, *Hobbes's System of Ideas*, p.57. 那智一四一四一。Gauthier, "Why Ought One Obey God? Reflections on Hobbes and Locke", p.435, in GPT, vol.II, p.222.
- [20] 「トマス・ホップズ」、争議に亘るトマス・ホップズの生涯（三一・完）」、一七八一三七七く一。ルヘー、桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』、岩波文庫、三六一三七七く一、六一四一。
- [21] D.D.Raphael, *Hobbes: Moral and Politics*, George Allen & Unwin, 1977, p.55.

《論叢》

- 「ホップズの生涯」
- 第一八七号
42.3 OL, 548. 訳IV 295. 46.11 L, 234.
- 訳II 264.
51.1 L, 126. 訳II 44–45. 56.16 L,
473–474. 訳IV 134.
- 56.18 L, 124–125. 訳II 42–43.
- 63.17 L, 153–154. 訳II 101.
68.5 L, 77. 訳I 184. 74.9 L, 93. 訳I
219.
- 80.15 L, 154. 訳II 101. 81.14 L, 3.
訳I 32.
- 82.5 L, 491. 訳IV 172.
- 第一八八号
279.15 L, 484. 訳IV 160. 281.2 L, 139.
- 訳II 72.
281.8 L, 140. 訳II 74. 281.10 L, 140.
- 訳II 74.
281.14 L, 141. 訳II 75. 281.16 L, 97.
- 訳I 229.
283.5 L, 491. 訳IV 172. 284.9 L, 462.
- 訳IV 112.
284.12 L, 462–463. 訳IV 113. 285.1
L, 469. 訳IV 125.
- 288.1 L, 247. 訳II 288. 289.4 L, 88.
訳I 210.
- 291.13 L, 274. 訳III 63–65. 291.16
OL, 561. 訳IV 317.
- 305.5 OL, 546. 訳IV 291. 305.7 OL,
556. 訳IV 305.
- 305.8 OL, 557. 訳IV 305. 312.3 L, 473
- 本誌『法政論集』掲載の拙稿「ホップズの生涯（一）（二）・
完」（第一八九—一九一号）「ホップズのリヴァイアサン—
七世紀イングランドにおける政治と宗教—（一）（二）（三）・
完」（第一八九—一九一号）において『リヴァイアサン』の翻
訳にあたっては、基本的に *Leviathan*, ed. Richard Tuck, Cambridge:
New York, Cambridge University Press, 1996 よりも *Leviathan*, in *Tho-
mas Hobbes Opera Philosophica quae Latine scriptis Omnia*, vol. III,
ed. William Molesworth, (first edition, London, 1839-45) second edition,
Bristol, Thoemmes Press, 1999 から訳出されていられるからの引用箇所
- のみを指摘した。訳出には、水田洋訳『リヴァイアサン』（一）
（四）（岩波文庫、一九五四—一九九二年）を参照させていた
だいたが、邦訳については引用箇所を示さなかった。このに水
田訳の引用箇所を付記し、その不備をお詫びするとともに、感
謝の意を表するしだいである。以下、『法政論集』ページ数と
行、原典ページ数（英語版はラテン語版はOLと略す）、邦訳
卷数とページ数という順に示す。
- （梅田　百合香）

- 474. 訳Ⅳ134-135.
 314.1 L, 413-414. 訳Ⅲ360-361.
 315.7 L, 198. 訳Ⅱ191.
 314.7 L, 414. 訳Ⅲ360.
 317.17 L, 9. 訳Ⅰ37.

「ホップズのリヴァイアサン——七世紀イングランドにおける政治と宗教——」
 第一八九号

- 151.1 L, 10. 訳Ⅰ38.
 155.10 L, 458. 訳Ⅳ105.
 155.18 L, 13. 訳Ⅰ44.
 156.6 L, 14. 訳Ⅰ45.
 156.16 L, 18. 訳Ⅰ53.
 157.10 L, 38. 訳Ⅰ97.
 157.16 L, 6, 41. 訳Ⅰ103.
 158.5 L, 44. 訳Ⅰ111.
 158.10 L, 35. 訳Ⅰ91.
 158.18 L, 15. 訳Ⅰ47.
 160.9 L, 146. 訳Ⅱ88.
 162.9 L, 48. 訳Ⅰ119.
 163.5 L, 47-48. 訳Ⅰ118-119.
 164.2 L, 223. 訳Ⅱ243.
 164.8 L, 32. 訳Ⅰ85-86.
 164.18 L, 187. 訳Ⅱ170.
 172.1 L, 88. 訳Ⅰ210.
 172.7 L, 201. 訳Ⅱ200.
 172.9 L, 90. 訳Ⅰ213-214.
 173.10 L, 88. 訳Ⅰ209.
 173.11 L, 90. 訳Ⅰ214.
 174.2 L, 111. 訳Ⅰ256.
 178.1 L, 111. 訳Ⅰ256-257.
 180.2 L, 91. 訳Ⅰ216.
 180.10 L, 91-92. 訳Ⅰ217-218.
 181.14 L, 9. 訳Ⅰ37.
 155.9 L, 9. 訳Ⅰ37.
 155.14 L, 13. 訳Ⅰ43.
 156.1 L, 14. 訳Ⅰ44.
 156.11 L, 15. 訳Ⅰ47-48.
 157.8 L, 23-24. 訳Ⅰ65.
 157.13 L, 39. 訳Ⅰ100.
 157.18 L, 44. 訳Ⅰ109-110.
 158.8 L, 44-45. 訳Ⅰ111-112.
 158.14 L, 45. 訳Ⅰ111.
 159.1 L, 147. 訳Ⅱ88.
 160.9 L, 147. 訳Ⅱ88.
 163.2 L, 47. 訳Ⅰ117.
 163.14 L, 223. 訳Ⅱ242.
 164.5 L, 32. 訳Ⅰ85.
 164.12 L, 33. 訳Ⅰ86.
 171.17 L, 87. 訳Ⅰ208.
 172.4 L, 89. 訳Ⅰ212.
 172.8 L, 90. 訳Ⅰ213.
 173.7 L, 185. 訳Ⅱ166.
 173.11 L, 87. 訳Ⅰ209.
 173.14 L, 91-92. 訳Ⅰ217.
 176.11 L, p.46. 訳Ⅰ113.
 179.1 L, 93. 訳Ⅰ219.
 180.7 L, 91. 訳Ⅰ217.
 180.17 L, 88. 訳Ⅰ209.
 183.9 L, 146. 訳Ⅱ87-88.

- 183.16 L, 97. 訳 I 229.
 185.2 L, 91. 訳 I 216.
 186.8 L, 218. 訳 II 233.
- 184.18 L, 198. 訳 II 191.
 185.12 L, 223. 訳 II 243.
 187.2 L, 114. 訳 I 264 – 265.

第一九〇号

- 88.12 L, 120. 訳 II 32 – 33.
 90.9 L, 143, 342 – 343. 訳 II 80, III 210 – 211.
 91.18 L, 130. 訳 II 54.
 92.6 L, 130. 訳 II 54.
 94.2 L, 324. 訳 III 173.
 98.17 L, 321 – 322. 訳 III 166 – 167.
 99.3 L, 329. 訳 III 181.
 100.9 L, 407. 訳 III 345.
- 90.7 L, 142. 訳 II 71.
 90.10 L, 391. 訳 III 308.
 92.1 L, 122. 訳 II 36 – 37.
 93.17 L, 143. 訳 II 78.
 94.3 L, 325 – 326. 訳 III 174 – 176.
 99.2 L, 377. 訳 III 279.
 99.4 L, 322 – 326. 訳 III 169 – 176.
 103.18 L, 349, 351 – 353.
 訳 III 223 – 225, 227 – 232.

OL, 551, 556. 訳 IV 299, 305.

- 105.18 L, 224. 訳 II 244.
 106.3 L, 373. 訳 III 270 – 271.
 112.3 L, 121. 訳 II 34.
 116.4 L, 344. 訳 III 212 – 213.
 118.10 L, 135. 訳 II 62.
 119.4 L, 151. 訳 II 96.
 119.7 L, 122. 訳 II 38 – 39.
 119.13 L, 139. 訳 II 72.
 120.2 L, 141. 訳 II 74.
 120.10 L, 123. 訳 II 39.
 120.12 L, 141. 訳 II 75.
 121.5 L, 138. 訳 II 70.
- 106.1 L, 124. 訳 II 40 – 41.
 106.4 L, 299. 訳 III 117.
 114.16 L, 342 – 343. 訳 III 210 – 211.
 118.8 L, 129. 訳 II 52.
 118.11 L, 137. 訳 II 65 – 67.
 119.5 L, 152. 訳 II 98.
 119.8 L, 121. 訳 II 36.
 119.15 L, 140. 訳 II 73.
 120.6 L, 141. 訳 II 75.
 120.11 L, 140. 訳 II 73.
 120.16 L, 93. 訳 I 219.
 121.6 L, 97. 訳 I 229.

第一九一号

- 130.8 L, 246. 訳 II 287.
 131.2 L, 281, 283. 訳 III 80 – 81, 85.
 131.4 L, 324. 訳 III 171 – 172.
- 130.12 L, 245. 訳 II 286.
 131.3 L, 322. 訳 III 169.
 131.5 L, 281. 訳 III 79 – 80.